

先端設備等に対する固定資産税の特例制度が改正されました！

— 改正内容や提出書類をご確認ください —

令和5年度税制改正により、先端設備等に関する特例制度が改正されました。
改正後の制度内容や必要書類をご確認ください。

《 目次 》

[1. 改正の概要](#)

[2. 対象となる方](#)

[3. 対象となる設備](#)

[4. 特例率・適用期間](#)

[5. 提出書類](#)

[6. 問い合わせ先](#)

1. 改正の概要

新制度では、先端設備等導入計画中に**賃上げ目標の表明**がある場合には、より有利な特例率・適用期間で特例を受けることができます。

	旧特例	新特例
根拠規定	旧地方税法附則第64条	地方税法附則第15条第44項
対象資産	機械及び装置 工具、器具及び備品 建物附属設備 家屋 構築物	機械及び装置 工具、器具及び備品 建物附属設備 (家屋・構築物は対象外となりました)
取得期間	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日
特例率	ゼロ	2分の1 (賃上げ表明がある場合3分の1)
適用期間	取得した翌年度から3年度分	取得した翌年度から3年度分 (賃上げ表明がある場合は5年度分※)

※ 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した先端設備については、適用期間は4年度分です。

2. 対象となる方

(1) 以下のいずれかに当てはまる租税特別措置法上の中小事業者（中小企業者）。

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち従業員数1,000人以下の法人
- ・ 従業員数が1,000人以下の個人

(2) 青梅市から先端設備等導入計画の認定を受けた方

先端設備に該当する資産を導入した場合であっても、**先端設備等導入計画の認定を受けていない（受ける前に導入した）場合**、もしくはその中に記載のない資産を導入した場合は、**特例の対象にはなりません**のでご注意ください。

3. 対象となる設備

青梅市長の認定を受けた先端設備等導入計画にもとづき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した下表の対象設備のうち(1)～(3)の要件をすべて満たす設備が特例の対象となります。

設備の種類	最低取得価額
機械および装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具および備品	30万円以上
建物付属設備※	60万円以上

※ 償却資産として課税されるものに限りです。

(1) 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

(2) 生産・販売活動等の用に直接供されるものであること。

(3) 中古資産でないこと。

4. 特例率・適用期間

従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、特例率・適用期間ともにより有利なものが適用されます。

賃上げ表明	設備の取得時期	適用期間	特例率
無し	令和5年4月1日 から 令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日	4年間	3分の1

5. 提出書類

先端設備等導入計画の認定を受けただけでは、特例措置は受けられません。

以下の書類を償却資産申告書の提出期限までに課税課へ提出してください。

(1) 償却資産課税標準特例申告書

市ホームページに掲載されている「償却資産課税標準の特例にかかる申告書」をダウンロードのうえ、ご記入ください。なお、適用条項欄には「先端設備」もしくは「法附則第15条第45項」とご記入ください。

(2) 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）

先端設備等導入計画認定申請を受けて、同計画を青梅市長が認定したことを通知する文書であって、**青梅市長の公印**があるものの写し。なお、提出までに計画の変更申請をした場合には、当該変更に係る認定書もあわせて提出してください。

(3) 先端設備等導入計画にかかる認定申請書（写し）

商工業振興課に提出した申請書一式の写し。なお、提出までに計画の変更申請をした場合には、**変更申請書の写し**もあわせて提出してください。

(4) 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写し）

「先端設備等導入に関する確認書」などの標題のものであって、先端設備等導入計画の記載内容について認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」）が確認したことを証する書面。

(5) 認定支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写し）

「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」などの標題のものであって、先端設備等に係る投資計画について、認定支援機関が中小企業等経営強化法施行規則に定める要件を満たしていることを確認したことを証する書類。

(6) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）

賃上げ方針を伴う先端設備等導入計画を申請し、特例率3分の1の適用を希望する場合のみ必要となります。その他の場合は提出不要です。

6. 問い合わせ先

(1) 認定先端設備導入計画に関すること

地域経済部 商工業振興課 工業振興係 （内線2341）

(2) 固定資産税・特例に関すること

市民部 課税課 家屋係 償却資産担当 （内線2183）